

第1節 代決、委任

○阪神水道企業団決裁規程

制 定	平成6年3月9日	訓令第1号	平成20年4月1日	訓令第2号
改 正	平成9年3月28日	訓令第2号	平成22年12月21日	訓令第2号
	平成13年5月14日	訓令第3号	平成24年3月29日	訓令第1号
	平成15年3月31日	訓令第1号	平成25年8月1日	訓令第2号
	平成16年3月31日	訓令第2号	平成26年4月1日	訓令第3号
	平成18年4月1日	訓令第2号	平成28年3月31日	訓令第1号
	平成19年4月1日	訓令第3号	平成30年2月26日	訓令第1号
	平成19年12月26日	訓令第7号	平成30年3月30日	訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、企業長の権限に属する事務について、決裁の区分及び手続を定め、責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 企業長又は専決者（副企業長、部長、課長（技術部浄水管理事務所の課長を除く。）、場長及び所長をいう。以下同じ。）が、企業長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 専決者が、この規程の定める範囲内に属する事務について決裁することをいう。
- (3) 代理決裁 企業長又は専決者が不在である場合において、この規程に定める者が代って決裁することをいう。
- (4) 不在 企業長又は専決者が、出張、病気その他の事故等により、決裁することができない状態をいう。

一部改正〔平成18年訓令第2号、平成20年訓令第2号〕

(効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代理決裁は、企業長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(企業長決裁)

第4条 第1条に規定する事務のうち、重要な事項、異例であり若しくは疑義ある事項又は新たな事項については、全て企業長の決裁を受けなければならない。

一部改正〔平成30年訓令第2号〕

- 2 前項に規定する重要な事項とは、おおむね次のとおりとする。
- (1) 企業団の事務の総合企画及び運営に関する一般方針の確定に関すること。
 - (2) 新たな事業計画の樹立及びその実施方針の確定に関すること。
 - (3) 企業団議会の招集、議案の提出その他企業団議会に関すること。
 - (4) 儀式に関すること。
 - (5) 財政計画に関すること。
 - (6) 予算の編成に関すること。
 - (7) 決算に関すること。
 - (8) 試算表、資金予算表その他事業の経理状況を明らかにする重要な書類に関すること。
 - (9) 企業債及び一時借入金に関すること。
 - (10) 現金の保管、金融機関の指定に関すること。
 - (11) 条例、規則、訓令、管理規程その他重要な例規の制定改廃に関すること。
 - (12) 異議の申立て、訴訟、和解及び調停に関すること。
 - (13) 重要な申請、通達、照会、回答等に関すること。
 - (14) 重要な事項に関し、報告答申又は申達をすること。
 - (15) 重要な告示、公告、公表、その他公示に関すること。
 - (16) 労働協約に関すること。
 - (17) 職員の定数に関すること。
 - (18) 職員の分限、懲戒及び表彰に関すること。
 - (19) 職員の採用及び退職に関すること。
 - (20) 5級以上の職にある職員の人事に関すること。
 - (21) 6級以上の職にある職員の退職手当の裁定に関すること。
 - (22) 7級以上の職にある職員の出張、休暇、欠勤その他の服務に関すること。
 - (23) 職員の給料月額の設定に関すること。ただし、5級以下の職にある職員の定期昇給に関するものを除く。
 - (24) 職員の人事評価の実施に関すること。
 - (25) 不動産の取得、交換、処分及び貸借に関すること。ただし、軽易定例的な不動産の貸借を除く。
 - (26) 1件300万円を超える負担金、補助金、交付金、補償金及び見舞金その他これらに類するものの支出決定に関すること。ただし、定例又は定率による支出に関するものを除く。
 - (27) 1件1億円を超える工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びに請負契約及びこれらの変更に関すること。

- (28) 1件3,000万円を超える物件の調達決定及び契約並びにその変更に関する事
- (29) 予定賃貸借料の年額又は総額が300万円を超える物件の貸借決定及び契約に関する事
- (30) 1件300万円を超える物件の売却決定及び契約並びにその変更に関する事
- (31) 前4号に掲げる契約のほか、重要な契約に関する事

一部改正〔平成22年訓令第2号、平成24年訓令第1号、平成28年訓令第1号〕

(水道技術管理者決裁)

第4条の2 阪神水道企業団水道技術管理者に関する規程（平成19年管理規程第9号）第3条第1項各号に規定する事項については、水道技術管理者の決裁を受けなければならない。

追加〔平成19年訓令第7号〕

(副企業長専決事項)

第5条 副企業長は、企業長の決裁すべき事項以外の事項について専決することができる。

(部長及び課長専決事項)

第6条 部長及び課長は、別表第1号に掲げる事項について専決することができる。

第7条 前条に規定するもののほか、部長及び課長限りで専決することができる共通の事項は、別表第2号のとおりとする。

(場長及び所長専決事項)

第8条 場長及び所長は、別表第3号に掲げる事項について専決することができる。

一部改正〔平成18年訓令第2号〕

(専決事項の報告)

第9条 専決者が専決した場合において、必要と認めるときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(代理決裁)

第10条 企業長が不在であるときは、副企業長が企業長の決裁すべき事項の代理決裁をすることができる。

2 前項の場合において、副企業長が不在であるときは、その事項に係る事務を所掌する部長（以下「主管部長」という。）が、前項の事項の代理決裁をすることができる。

3 前項の場合において、主管部長が不在であるときは、総務部長が第1項の代理決裁をすることができる。

第11条 副企業長が不在であるときは、主管部長が副企業長の専決することのできる事項の代理決裁をすることができる。

2 前項の場合において、主管部長が不在であるときは、総務部長が前項の事項の代

理決裁をすることができる。

第12条 部長が不在であるときは、次長又はその事項に係る事務を所掌する課長又は主幹が、部長の専決することのできる事項の代理決裁をすることができる。

一部改正〔平成20年訓令第2号、平成30年訓令第2号〕

第13条 課長又は主幹が不在であるときは、その事項に係る事務を所掌する係長又は主査が、課長の専決することのできる事項の代理決裁をすることができる。

一部改正〔平成9年訓令第2号、平成20年訓令第2号、平成30年訓令第2号〕

2 場長又は所長が不在であるときは、技術部浄水管理事務所にあっては、その事項に係る事務を所掌する課長が、その他の場及び所において、その事項に係る事務を所掌する副場長若しくは副所長又は係長若しくは主査が、場長及び所長の専決することができる事項の代理決裁をすることができる。

追加〔平成9年訓令第2号〕 全部改正〔平成18年訓令第2号、平成20年訓令第2号〕

第14条 第10条から前条までに規定する代理決裁は、あらかじめ指示を受けた事項及び緊急を要する事項に限りすることができる。ただし、異例の事項、疑義ある事項又は新たな事項については、代理決裁をすることができない。

(代理決裁後の手続)

第15条 代理決裁をした事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ後閲を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

(補則)

第16条 この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

改 正 平成30年3月30日 訓令第2号

(施行期日)

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

(事務代決規程の廃止)

2 事務代決規程(昭和13年訓令第7号)は、廃止する。

(総務部経営管理課に財務を担当する主幹を置く場合の特例)

3 総務部経営管理課に財務を担当する主幹を置く場合は、当該主幹が阪神水道企業団分課規程(平成18年管理規程第1号)第7条経営管理課の項出納係及び管財係の所掌事務に関する事項(以下「財務に関する事項」という。)及び別表第1号経営管理課の項課長専決事項の欄の財務に関する事項について決裁及び専決することができる。この場合において、第12条及び第13条第1項中「課長」とあるのは「主幹」と読み替えて、同条及び同項の規定を適用する。

本項追加〔平成30年訓令第2号〕

附 則 (平成9年3月28日訓令第2号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月14日訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月31日訓令第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日訓令第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日訓令第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日訓令第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月21日訓令第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日訓令第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日訓令第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 別表第1号総務部経営企画課の項課長専決事項の欄及び総務部財務課の項課長専決事項の欄3並びに別表第2号課長専決事項の欄14及び16の改正規定は、平成25年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行日前に行った手続その他行為は、改正後の規程によるものとする。

附 則 (平成26年4月1日訓令第3号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月26日訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規程による改正後の阪神水道企業団決裁規程の規定は、平成30年度阪神水道企業団水道事業会計予算に係る工事、修繕及び業務委託並びに物件の調達及び物品の購入に関する事務の決裁（以下「工事等に関する事務の決裁」という。）について適用し、平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予算に係る工事等に関する事務の決裁については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日訓令第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1号（第6条関係）

一部改正〔平成9年訓令第2号、平成13年訓令第3号、平成15年訓令第1号、平成18年訓令第2号、平成19年訓令第3号〕全部改正〔平成20年訓令第2号〕一部改正〔平成22年訓令第2号、平成24年訓令第1号、平成25年訓令第2号、平成26年訓令第3号、平成30年訓令第1号・第2号〕

部 名	課 名	部 長 専 決 事 項	課 長 専 決 事 項
総務部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話の加入契約及びその解除に関する事。 2 1件100万円以下の定率、定例的な負担金、補助金、交付金、補償金及び見舞金その他これに類するものの支出決定に関する事。 3 課長、場長、所長、主幹、副場長及び副所長の職務専念義務の免除に関する事。 4 4級以下の職にある職員の人事に関する事。ただし、採用、退職、分限懲戒及び表彰に関する事を除く。 5 5級以下の職にある職員の定期昇給に関する事。 6 5級以下の職にある職員の退職手当の裁定に関する事。 7 職員研修の計画及び実施に関する事。 8 公務傷病の認定に関する事。 9 職員の福利厚生に関する事。 10 公舎の現状変更許可及び入居者の指定に関する事。ただし、6級以上の職にある職員に係るものに限る。 11 恩給年額の改定に関する事。 12 企業団誌の編さんに関す 	<ol style="list-style-type: none"> 1 1件30万円以下の定率、定例的な負担金、補助金、交付金、補償金及び見舞金その他これに類するものの支出決定に関する事。 2 部課長会議の議案の取りまとめに関する事。 3 公印の調製、廃棄に関する事。 4 勤務時間の割振りに関する事。 5 5級以下の職にある職員の職務専念義務の免除に関する事。 6 給料の支給に関する事。 7 諸手当の認定及び支給に関する事。 8 旅費の支給に関する事。 9 退職手当の支給に関する事。 10 恩給の支給に関する事。 11 振替伝票の発行に関する事。 12 人事記録の整理及び保存に関する事。 13 職員の保健及び衛生管理に関する事。 14 公舎の現状変更許可及び入居者の指定に関する事。ただし、6級以上の職にある職員に係るものを除く。 15 被服の貸与に関する事。 16 職員き章の貸与に関する

	<p>ること。</p> <p>13 重要な広報に関すること。</p> <p>14 各種損害保険の契約に関すること。</p> <p>15 1件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の契約並びにその変更に関すること。</p> <p>16 1件3,000万円以下の物件の調達契約及びその変更に関すること。</p> <p>17 予定賃貸借料の年額又は総額が100万円以下の物品の貸借契約に関すること。</p> <p>18 1件100万円以下の物品の売却契約に関すること。</p>	<p>こと。</p> <p>17 職員証の発行に関すること。</p> <p>18 各種社会保険に関すること。</p> <p>19 乗用車の配車に関すること。</p> <p>20 日宿直に関すること。</p> <p>21 広報に関すること。</p> <p>22 庁内の管理及び清掃に関すること。</p> <p>23 文書の受理及び発送に関すること。</p> <p>24 文書の保存及び廃棄に関すること。</p> <p>25 軽易定例的な広報に関すること。</p> <p>26 通信運搬費及び光熱水費の支出決定に関すること。</p> <p>27 自動車の借上げに関すること。</p> <p>28 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の契約並びにその変更に関すること。</p> <p>29 1件1,000万円以下の物件の調達契約及びその変更に関すること。</p> <p>30 予定賃貸借料の年額又は総額が30万円以下の物品の貸借契約に関すること。</p> <p>31 1件30万円以下の物品の売却契約に関すること。</p> <p>32 契約保証金の徴収及び還付の決定に関すること。</p>
経営管理課	<p>1 1件100万円以下の不用品の処分決定に関すること。</p> <p>2 予定賃貸借料の年額又は</p>	<p>1 収入調定に関すること。</p> <p>2 納入通知書の発行に関すること。</p>

		<p>総額が100万円以下の不動産の貸借決定及び契約に関すること。</p> <p>3 不動産の取得に伴う1件100万円以下の定率、定例的な補償金の支出決定に関すること。</p> <p>4 固定資産（不動産を除く。）の廃棄、撤去及び取壊しの決定に関すること。</p>	<p>3 振替伝票の発行に関すること。</p> <p>4 財務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>5 諸収入金の収納に関すること。</p> <p>6 預り金に関すること。</p> <p>7 有価証券の出納保管に関すること。</p> <p>8 諸税の徴収及び納付に関すること。</p> <p>9 物品の出納保管に関すること。</p> <p>10 1件30万円以下の不用品の処分決定に関すること。</p> <p>11 物品の評価に関すること。</p> <p>12 実地棚卸の実施に関すること。</p> <p>13 収入伝票の発行に関すること。</p> <p>14 支払伝票の発行に関すること。</p> <p>15 証ひょう書類の整理に関すること。</p> <p>16 登記に関すること。</p> <p>17 河川、道路等の無償による一時的な使用に関すること。</p> <p>18 減価償却に関すること。</p> <p>19 建設仮勘定の整理に関すること。</p> <p>20 土地境界明示に関すること。</p>
<p>技術部</p>	<p>浄水計画課</p>	<p>1 応急給水に関すること。</p> <p>2 電力供給契約及びその変更に関すること。</p> <p>3 1件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検</p>	<p>1 受送配水の連絡調整に関すること。</p> <p>2 給水量の査定に関すること。</p> <p>3 給水量の統計に関するこ</p>

	<p>収並びに完成の認定に関すること。</p> <p>4 水質検査の受託決定に関すること。</p>	<p>と。</p> <p>4 受送配水作業等の統計に関すること。</p> <p>5 電力に係る統計に関すること。</p> <p>6 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。</p>
施設管理課	<p>1 1件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。</p>	<p>1 専用電話線路の監視に関すること。</p> <p>2 無線電話設備の使用に関すること。</p> <p>3 量水器の点検に関すること。</p> <p>4 安全管理の計画及び実施に関すること。</p> <p>5 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。</p> <p>6 電気、機械等設備の設計書、図面等の整理編集に関すること。</p>
工務課	<p>1 工法の技術的調査計画に関すること。</p> <p>2 1件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。</p>	<p>1 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。</p> <p>2 施設（構造物及び建築物）及び管路の設計書、図面等の整理編集に関すること。</p> <p>3 施設及び管路に係る工事の測量及び実地調査の実施に関すること。</p>

別表第2号（第7条関係）

一部改正〔平成9年訓令第2号、平成15年訓令第1号、平成16年訓令第2号、平成18年訓令第2号、平成19年訓令第3号〕 全部改正〔平成20年訓令第2号〕 一部改正〔平成24年訓令第1号、平成25年訓令第2号、平成30年訓令第1号・第2号〕

部長 共通 専決事項	課長 共通 専決事項
1 課長、場長、所長、主幹、副場長及び副所長の即日帰庁の出張に関する事。	1 係長以下の即日帰庁の出張に関する事。
2 係長以下の宿泊を要する出張に関する事。ただし、総務部長の合議を必要とする。	2 係長以下の休暇、欠勤その他サービスの許可又は承認に関する事。
3 課長、場長、所長、主幹、副場長及び副所長の3日以内の出張に関する事。ただし、総務部長の合議を必要とする。	3 係長以下の超過勤務命令及び休日出勤に関する事。
4 課長、場長、所長、主幹、副場長及び副所長の休暇、欠勤その他サービスの許可又は承認に関する事。	4 所属職員の仕事分担に関する事。
5 課長、場長、所長、主幹、副場長及び副所長の超過勤務命令及び休日出勤に関する事。	5 課における文書の受理に関する事。
6 定例的な申請、照会、回答及び通知に関する事。	6 軽易な申請、照会、回答及び通知に関する事。
7 定例的な報告、答申及び進達に関する事。	7 軽易な報告、答申及び進達に関する事。
8 諸証明の発行に関する事。	8 軽易な諸証明の発行に関する事。
9 定例的な告示、公告、公表その他公示に関する事。	9 既発行書類の再発行に関する事。
10 特に重要なもの以外の催物及び会議の開催決定に関する事。ただし、経費の支出を伴うものについては、総務部長の合議を必要とする。	10 文書の保存及び廃棄に関する事。ただし、10年以上保存に属する文書の廃棄を除く。
11 1件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関する事。ただし、総務部長の合議を必要とする。	11 軽易定例的な催物及び会議の開催決定に関する事。ただし、経費の支出を伴うものについては、総務部総務課長の合議を必要とする。
12 1件3,000万円以下の物件の調達決定及びその変更に関する事。ただし、総務部長の合議を必要とする。	12 工事及び修繕の検査員及び立会人の選定に関する事。
	13 1件1,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関する事。ただし、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）及び総務部経営管理課長（以下「経営管理課長」という。）の合議を必要とする。
	14 1件1,000万円以下の物件調達の執行の決定（第16号に規定するものを除く。）に関する事。ただし、

13 予定賃貸借料の年額又は総額が100万円以下の物品の貸借決定に関する事。ただし、総務部長の合議を必要とする。	総務課長及び経営管理課長の合議を必要とする。
14 その他前各号に準ずる事項に関する事。	15 1件50万円以下の物件の調達契約及びその変更（第16号に規定するものを除く。）に関する事。 16 予定賃貸借料の年額又は総額が30万円以下の物品の貸借決定に関する事。ただし、経営管理課長の合議を必要とする。
	17 1件1,000万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関する事。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 18 1件50万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関する事。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。
	19 物品の検収に関する事。 20 その他前各号に準ずる事項に関する事。

別表第3号 (第8条関係)

一部改正〔平成16年訓令第2号、平成18年訓令第2号、平成19年訓令第3号、平成20年訓令第2号、平成24年訓令第1号、平成25年訓令第2号、平成30年訓令第1号・第2号〕

場 長 及 び 所 長 専 決 事 項
1 係長以下（技術部浄水管理事務所においては、課長以下。以下同じ。）の即日帰庁の出張に関する事。
2 係長以下の休暇、欠勤その他サービスの許可又は承認に関する事。
3 係長以下の超過勤務命令及び休日出勤に関する事。
4 所属職員の事務分担に関する事。
5 場又はセンター若しくは所における文書の受理に関する事。
6 軽易な申請、照会、回答及び通知に関する事。
7 軽易な報告、答申及び進達に関する事。
8 文書の保存及び廃棄に関する事。ただし、10年以上保存に属する文書の廃棄を除く。
9 1件250万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関する事。ただし、総務課長及び経営管理課長の合議を必要とする。
10 1件250万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する事。
11 工事及び修繕の検査員及び立会人の選定に関する事。
12 1件250万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関する事。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。
13 1件50万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関する事。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。
14 物品の検収に関する事。

